



お知らせ

統計調査に関する不審な電話について

最近、電話などで市役所や役場の職員と名乗り、事業所などに従業員数や既婚者数、独身者数などを尋ねる不審な電話があります。「怪しい」と思ったら、即答しないようにしましょう。

◎不審な調査報告事例

市役所の〇〇課の〇〇と申します。国勢調査の補助調査で会社の関係を調べています。会社の従業員は何人ですか。既婚者、独身者は何人いらっしゃいますか。独身者の名前、住所を教えてください。

※ 国勢調査は、企業や事業所を対象にした調査ではありません。

◎不審と思われる調査への対処法

「即答しない」

プライバシーに関わる事項や重要事項のみに関わらず、怪しいと感じたら、相手方の電話番号を聞くなどして、即答しないようにしましょう。

国勢調査などでは、身分証明書を持った調査員が、直接、訪問するなどして、調査票をお渡ししています。調査票をお配りする前に電話で調査

するようなことはありません。

《問い合わせ先》

鹿児島県企画部統計課指導普及係
TEL 099-286-2473

高齢者福祉サービス等の案内

下記の事業は、大崎町の高齢者福祉に関する事業です。

利用申請手続きなどについては、大崎町役場高齢者対策課へお問い合わせください。TEL 76-1111(内線132・133)

【生きがい対応型デイサービス事業】

介護保険で、非該当の高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者を対象に、通所により教養講座・高齢者スポーツ活動・趣味活動・日常動作訓練などの各種サービスを提供します。

『回生園デイサービスセンター』・『はるびゅうクリニック』で実施しています。利用料は1回900円(給食・入浴を含む)です。

【寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業】

介護保険での要介護4または5に相当する在宅の高齢者などで、寝具の衛生管理が困難な方に、寝具の水洗い・乾燥・消毒などのサービスを行います。利用料は無料です。

【福祉給食サービス事業】

調理の困難なひとり暮らしの高齢者などの食生活の改善と安否確認のため、毎日2食(昼食と夕食)を配食します。利用料は1食300円です。

【緊急通報体制等整備事業】

ひとり暮らしの高齢者などの急病や災害等の緊急時に迅速に対応するため、簡単な操作で緊急事態を自動的に在宅介護支援センターなどに通報できる『緊急通報装置』を設置します。所得税の課税状況により、一定の負担が必要な場合があります。

【日常生活用具給付等事業】

要介護高齢者やひとり暮らしの高齢者に、火災警報器や自動消火器などを給付します。所得税の課税状況により、一定の負担が必要な場合があります。

【生活指導型ショートステイ事業】

ひとり暮らしの高齢者が、疾病ではないが体調不良などにより在宅での生活が困難な場合、養護老人ホームに短期間(原則1週間)入所できます。利用料は、原材料費などの実費相当分です。

【介護用品給付事業】

紙おむつが必要な在宅の高齢者などの介護者等に、紙おむつ(フラット式)を給付します。また、そのほかの介護用品(パンツ型紙おむつ・尿採りパットなど)が必要な方には、直接購入(月額3,000円を限度)の方法もあります。

【家族介護慰労事業】

介護保険での要介護4または5に相当する町民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった人を実際に介護している家族に対し、介護を行っていることの慰労として年額10万円を限度に金品を支給します。

【介護手当支給事業】

町内に3か月以上居住し、ねたきりまたは重度痴呆の状態が3か月以上続いている在宅の高齢者などの介護者に、月額5,000円の手当てを支給します。

【長寿祝金の支給】

長寿を祝うとともに健やかな生活を願い、『敬老の日』に祝金を支給します。支給対象者及び祝金の額は、次のとおりです。80歳(1万円)、88歳(2万円)、99歳(3万円)、100歳以上(10万円)

【合同金婚式の開催】

婚姻後50年を迎えた夫婦を対象に、毎年10月下旬に『合同金婚式』を開催します。

クーリング・オフ制度とは

消費者がいったん申し込みや契約をした場合でも、契約の内容を明らかにした書面の交付を受けた日から一定期間は消費者に熟慮期間を与え、頭を冷やした結果、必要がないと考えた場合には、消費者からの一方的な申し込みの撤回や契約解除を認める制度です。英語の『Cooling-off(頭を冷やす)』からきています。

トラブルに巻き込まれないために…



- 1 あいまいな返事はトラブルのもと。購入する意思のない場合は、はっきりと、「いいません」、「必要ありません」と断りましょう。
- 2 興味がある場合でも、即断を避け、勧誘内容が事実かどうかを調べ、また、周囲の人にも相談しましょう。
- 3 万一、契約や解約を巡ってトラブルになりそうなときは、すぐに、消費生活センターなどに相談しましょう。

《問い合わせ先》 鹿児島県消費生活センター TEL 099-224-0999